

議案第18号

平成18年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 0.7ヘクタール
- (2) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 12.9ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 埋立事業収益	249,296千円
第1項 営業収益	217,572千円
第2項 営業外収益	31,724千円
支 出	
第1款 埋立事業費	261,218千円
第1項 営業費用	235,248千円
第2項 営業外費用	25,970千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額676,793千円は過年度分損益勘定留保資金676,793千

円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入 300,000千円

第1項 他会計からの長期借入金 300,000千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 976,793千円

第1項 建設改良費 76,793千円

第2項 他会計借入金償還金 900,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、63,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 20,811千円

平成18年2月24日提出

鳥取県知事 片 山 善 博